公示送達書

令和7年10月7日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、 事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律 第226号)第20条の2及び寒河江市市税条例(昭和40年寒河江市条例第20号)第 6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、当該書類は寒河江市役所税務課で保管しており、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付します。

年 度	税目	期別	この告示により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民税 森林環境税	第2期以降	令和7年10月31日 (第2期)	計4件

備考 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して 7日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされます。 (別紙省略)